

職場での「ストレスチェック制度」が始まります！

労働安全衛生法の改正により、職場でのストレスチェック制度が平成27年12月1日より施行されます。

Q1 ストレスチェック制度の目的は何ですか？

A1 定期的に労働者のストレス状況について検査を行い、本人にその結果を通じて自らのストレス状況について気付きを促し、メンタルヘルス不調のリスクを低減させることを目的としています。

Q2 ストレスチェックの対象となるのは、どのような事業所ですか？

A2 労働者が50人以上の事業所は、ストレスチェックを実施することが義務付けられています。

派遣元事業所においては、派遣元と雇用契約を結んでいる派遣労働者が50人以上いる場合は、ストレスチェックを実施する義務が生じます。

Q3 ストレスチェックは、どのような労働者が対象となるのですか？

A3 対象となるのは、「常時使用する労働者」とされています。

また、次の①および②のいずれの要件をも満たす場合は、パートタイマーやアルバイトであっても対象となりますので、注意が必要です。

①期間の定めのない労働契約により使用される者（契約期間が1年以上の者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者および1年

以上引き続き使用されている者を含む）であること。

②労働時間が、1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

なお、派遣労働者については、派遣元事業所がストレスチェックを実施する義務を負います（派遣先事業所においても、実施することが望ましいとされています）。

Q4 ストレスチェックは、誰が行うのですか？

A4 事業者（事業主）が選定した「実施者」が行います。「実施者」となるのは、医師、保健師または一定の要件を満たす看護師と精神保健福祉士です。

Q5 事業者（事業主）は、いつまでに、どのようなことを実施しなければならないのですか？

A5 ストレスチェックは、1年ごとに1回実施することとされており、よって、対象となる事業所では、平成28年11月30日までに1回は実施しなければなりません。

また、実施する義務を負っているのは事業者（事業主）であり、事業者は年に1回、労働者数、検査をうけた人数および医師の面接指導を受けた人数を、所定の様式で所轄労働基準監督署へ報告しなければなりません。なお、ストレスチェックの大幅な実施手順については図表のとおりです。

Q6 ストレスチェックを実施するにあたって相談する窓口はありませんか？

A6 独立行政法人労働者健康福祉機構では、ストレスチェック制度に関する電話相談窓口「ストレスチェック制度サポートダイヤル」を開設しています。そのほか、

全国47カ所にある産業保健総合支援センターでは、制度の運用のためのさまざまな支援を行っています。

Q7 そのほか、ストレスチェックを実施する上で注意すべき点がありますか？

A7 事業者としては、ストレスチェックの結果を知りたいと思うところですが、あくまでも労働者の同意が無ければその結果を知ることができません（実施前・実施時に同意を得るのではなく、実施後、本人に結果を通知した後に同意を得る必要がある）ので注意が必要。また、その提供された結果は、個人情報として厳格な管理を求められています（5年間の保存義務）。

さらに、事業者は、次に挙げるようなストレスチェックの結果等を理由に、労働者に不利益な取り扱いを行ってはなりません。
・労働者がストレスチェックを受けないこと
・面接指導結果を理由としたもの

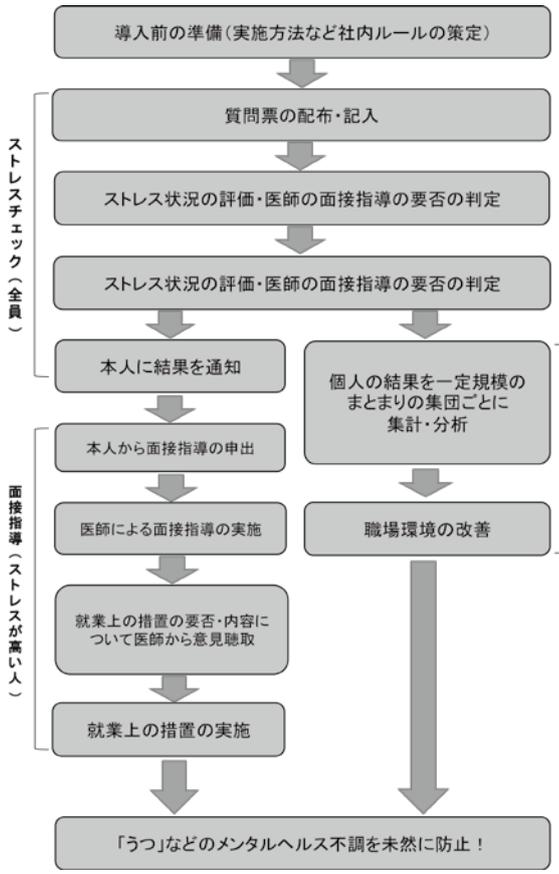
ストレスチェック制度は、事業主にとって準備、実施および費用等で相当な負担が生じることが予想されます。

しかし、事業主側のメリットとしては、ストレスチェックにより労働者のメンタルヘルス不調を未然に防ぎ、強いストレスが原因の精神障害による労働災害を防止する効果が期待されます。また、従業員のストレス状況の改善および働きやすい職場の実現を通じて、生産性の向上や従業員の確保にもつながると考えられます。

【回答】

社会保険労務士ふじなが事務所

藤永弘子氏



出典:厚生労働省「ストレスチェック制度 導入マニュアル」